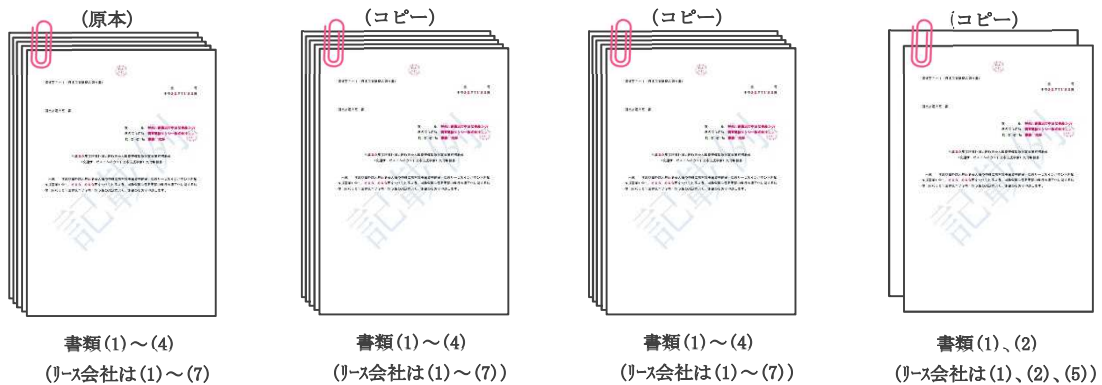


## 補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する主たる事務所を管轄する運輸支局に提出してください。

### 【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。  
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)及び(5)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



### 【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付申請書（様式第4-1）
- (2) 令和3年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進事業）交付申請事業（様式第4-1別紙2）
- (3) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画
- (4) 購入予定の自動車の見積書の写し

### ※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります

- (5) 貸与する車両・船舶の状況（様式第4-1別紙2-2）
- (6) 自動車リース見積書
- (7) 自動車リース料金算定根拠明細書